

◆採択事業者の97.5%が客数増加、96%が売上増加を実感！

令和元年度補正予算 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金

○補助の対象者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業・製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下

○補助金の上限額 50万円（75万円かかる費用の内、3分の2の50万円支給）

○採択事例

- ①不動産業：ポータルサイトから自社サイト内にて情報を発信するように改善する。
- ②飲食店：店頭に掲示する巻紙式スクリーンの製作・設置で集客を図る。
- ③美容室：施術用設備の導入と新メニューの提供を行う。

○今後のスケジュール

第7回受付締切：令和4年2月4日（金）【当日消印有効】

補助事業の実施期間：交付決定通知受領後から令和4年11月30日（水）まで

※ご興味のある方は、当所へご相談ください。

◆令和4年2月28日の締め切りが迫っています！～コロナ対策給付金～

鳥栖市は、新型コロナの影響で売り上げが減少した事業者の経営支援と、市内の飲食店の感染対策推進を後押しする目的で、県が行う事業者応援金給付事業に上乘せ支給を行っています。

○第3次佐賀型中小事業者鳥栖市応援金

県の「第3次佐賀型中小事業者応援金」の交付を受けた
中小事業者に8万円、市内在住の個人事業主に6万円支給。



○“佐賀支え愛”感染対策認証店鳥栖市支援金

「佐賀支え愛”感染対策認証店」となった市内の店舗に1店5万円支援。

申請先は鳥栖市商工振興課です。申請方法やご不明な点は、当所までご相談ください。

◆佐賀県最低賃金が改定されました！ ～佐賀県最低賃金が時間給821円に～

佐賀県最低賃金は、改定され、令和3年10月6日から時間額が29円アップし、1時間821円となりました。最低賃金は、パートタイム労働者やアルバイトにも適用されます。

合わせて、特定（産業別）最低賃金も改定されましたのでご注意ください。

佐賀県最低賃金		821円	令和3年10月6日
特定(産業別)最低賃金	一般機械器具製造業関係	896円	令和3年12月31日
	電気機械器具製造業関係	867円	令和3年12月18日
	陶磁器・同関連製品製造業	822円	令和3年12月9日